

改正

平成30年12月20日条例第25号

駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 屋外広告物の制限

第1節 禁止屋外広告物等及び屋外広告物表示禁止物件（第4条・第5条）

第2節 禁止地域等及び許可地域等（第6条—第15条）

第3節 違反等に対する措置（第16条—第21条）

第4節 優良意匠屋外広告物及び特定屋内広告物（第22条—第29条）

第3章 屋外広告物審査会（第30条—第35条）

第4章 雑則（第36条）

第5章 罰則（第37条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、特定屋内広告物の規格等について必要な制限を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

2 この条例において「特定屋内広告物」とは、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。

（屋外広告物のあり方）

第3条 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）及び特定屋内広告物は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、美しい景観の形成に配慮したものでなければならない。

第2章 屋外広告物の制限

第1節 禁止屋外広告物等及び屋外広告物表示禁止物件

（禁止屋外広告物等）

第4条 次に掲げる屋外広告物等については、これを表示し、又は設置してはならない。

- （1） 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- （2） 著しく破損し、又は老朽化したもの
- （3） 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- （4） 保安上使用する場合を除き、地色の彩度が規則で定める基準を超えるもの
- （5） 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用したもの
- （6） 天空を照らす照明器具を使用したもの
- （7） 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

（屋外広告物表示禁止物件）

第5条 次に掲げる物件には、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- （1） 橋
- （2） 街路樹、路傍樹並びに道路上の柵及び駒止
- （3） 銅像及び記念碑
- （4） 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- （5） 公衆電話ボックス
- （6） 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- （7） 電柱及び街路灯柱（規則で定める屋外広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
- （8） 景観重要建造物及び景観重要樹木
- （9） 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして規則で定める物件

第2節 禁止地域等及び許可地域等

（禁止地域等）

第6条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- (2) 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 市長は、前項第3号の規定により、地域若しくは場所を新たに定め、変更し、又は廃止しようとするときは、駒ヶ根市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
（許可地域等）

第7条 禁止地域等を除く市域内において屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る屋外広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。
（適用除外）

第8条 次に掲げる屋外広告物等については、第5条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 法令の規定により表示し、又は設置することが義務付けられているもの
- (3) 国又は地方公共団体が公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- (4) 祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる屋外広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 次に掲げるもので、規則で定めるもの
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に表示し、又は設置するもの（以下「自己用広告物等」という。）
 - イ 一時的又は仮設的なもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、営利を目的としないもの
- (2) 著名な地点、観光拠点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造する

もので、当該表示、設置又は改造について市長の許可を受けたもの

3 次に掲げる屋外広告物等については、第7条第1項の規定は、適用しない。

(1) 規則で定める基準に適合して、表示し、設置し、又は改造するもの

(2) 前項第1号に掲げるもの

(3) 他の法令の規定による許可を受け、又は手続等をして表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの

(特例措置)

第9条 第4条第7号、第5条第9号又は第6条第1項第3号の規定による物件若しくは基準の追加又は地域若しくは場所の決定若しくはその区域の拡張があった際、現に適法に表示し、若しくは設置されている屋外広告物等又は当該決定若しくは拡張に係る地域若しくは場所に表示若しくは設置されている屋外広告物等は、当該指定等の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。

2 市長は、屋外広告物等が良好な景観の形成に資すると認めるとき又は特にやむを得ないと認めるときは、第7条第2項の規定による基準を緩和することができる。

3 前項の場合において、当該適用の除外又は緩和を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(許可の条件及び期間等)

第10条 市長は、この条例による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可等の期間は、3年以内で規則で定める期間とする。ただし、第22条に規定する優良意匠屋外広告物の許可等の期間は、6年以内で規則で定める期間とする。

3 市長は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合において、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第11条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る屋外広告物等を変更し、又は改造し、若しくは移転しようとするときは、市長の許可等を受けなければならない。ただし、規則で定める変更又は改造については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可等をする場合について準用する。

(許可等の表示)

第12条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る屋外広告物等に許可等の証票を張り付けておかなければならない。ただし、許可等の押印又は打刻印を受けた屋外広告物等については、この限りでない。

2 前項の許可等の証票又は許可等の押印若しくは打刻印は、許可等の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第13条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等に関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(安全点検)

第13条の2 屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等について、規則で定めるところにより、当該屋外広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める屋外広告物等についてはこの限りでない。

2 前項の点検のうち規則で定める屋外広告物等に係るものは、規則で定める者に行わせなければならない。

(除却義務)

第14条 屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可等が取り消されたとき、又は屋外広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該屋外広告物等を除却しなければならない。

2 この条例の規定による許可等に係る屋外広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第15条 市長は、許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可等を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項(同条第3項又は第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可等の条件に違反したとき。

(2) 第11条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第17条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。

第3節 違反等に対する措置

(違反に対する指導、勧告等)

第16条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した屋外広告物等については、当該屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該屋外広告物等を管理する者に対し、当該屋外広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言、指導又は勧告を行う場合においては、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した屋外広告物等については、当該屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該屋外広告物等を管理する者に対し、当該屋外広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、当該屋外広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命ずるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による措置を命じようとする場合において、当該屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該屋外広告物等を管理する者を確認することができないときは、同項の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、法第7条第2項の規定により屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(保管した屋外広告物等の告示及び売却等)

第18条 法第8条第1項の規定により屋外広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しな

ければならない。

- (1) 当該屋外広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 当該屋外広告物等の放置されていた場所及び除却した日
- (3) 当該屋外広告物等の保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 市長は、法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物等について、保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

3 市長は、法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該屋外広告物等を返還することができない場合において、評価した当該屋外広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該屋外広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物等 2日
- (2) 特に貴重な屋外広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる屋外広告物等以外の屋外広告物等 2週間

4 前項の規定による屋外広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該屋外広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 法第8条第3項の規定による保管した屋外広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる屋外広告物等については、随意契約により行うことができる。

（屋外広告物等の返還手続）

第19条 市長は、保管した屋外広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金（次項において「売却した代金」という。）を含む。）を当該屋外広告物等の所有者、占有者その他当該屋外広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に返還するときは、その者が当該屋外広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに行うものとする。

2 売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあつては、

当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

(報告及び立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に屋外広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物等について検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力)

第21条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第4節 優良意匠屋外広告物及び特定屋内広告物

(優良意匠屋外広告物の指定)

第22条 市長は、特に優良な意匠を有し、かつ、素材、規模及び形態が良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認められる屋外広告物を、優良意匠屋外広告物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により優良意匠屋外広告物を指定しようとするときは、駒ヶ根市屋外広告物審査会の意見を聴かななければならない。

(指定の解除)

第23条 市長は、前条の規定により指定した優良意匠屋外広告物が滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、その指定を解除することができる。

(特定屋内広告物の基準)

第24条 特定屋内広告物は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

(管理義務)

第25条 特定屋内広告物を表示し、又は管理する者は、特定屋内広告物に関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第26条 特定屋内広告物を表示する者は、当該特定屋内広告物が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該特定屋内広告物を除却しなければならない。

(違反に対する指導、勧告等)

第27条 市長は、この条例の規定に違反した特定屋内広告物については、当該特定屋内広告物を表示し、又は管理する者に対し、当該特定屋内広告物の除却その他良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 第16条第4項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定屋内広告物を表示し、若しくは管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に特定屋内広告物の存する土地若しくは建物に立ち入り、特定屋内広告物を検査させることができる。

2 第20条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(処分、手続等の効力)

第29条 特定屋内広告物を表示し、又は管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3章 屋外広告物審査会

(設置)

第30条 屋外広告物等及び特定屋内広告物の規模、形態、意匠、安全性等について専門的に審査するため、駒ヶ根市屋外広告物審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(任務)

第31条 審査会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、屋外広告物等及び特定屋内広告物の規模、形態、意匠、安全性等に関する事項について調査審議する。

(組織)

第32条 審査会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、審議会の委員並びに関係団体を代表する者及び屋外広告物に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第33条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第34条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

第4章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第37条 第17条第1項の規定による命令に違反して、屋外広告物等の除却その他必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条から第6条の規定に違反して、屋外広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第7条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、同項に掲げる地域又は場所において屋外広告物等を表示し、又は設置した者

(3) 第11条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、屋外広告物等を変更し、又は改造した者

(4) 第14条第1項の規定に違反して、屋外広告物等を除却しなかった者

第39条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関し第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 審議会の意見の聴取その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号。以下「県条例」という。）の規定により適法に表示し、又は設置されている屋外広告物等（以下「既存広告物等」という。）については、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行日から平成30年3月31日（県条例の許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間までの間）は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

- 4 市長は、既存広告物等について、前項の期間経過後もこれを表示し、又は設置しようとする者が平成30年3月31日までに許可等の申請をしたときは、第7条第2項の規定にかかわらず、これを許可するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による許可に係る既存広告物等について、その許可期間の満了後もこれを表示し、又は設置しようとする者が平成33年3月31日までに当該既存広告物等に係る改善計画書を添えて許可等の申請をし、当該改善計画書の内容が適当と認められるときは、第7条第2項の規定にかかわらず、これを許可するものとする。

- 6 この条例の施行日前に県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 7 この条例の施行日前に申請のあったものに係る手数料については、なお従前の例による。

(駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例)

- 8 駒ヶ根市手数料徴収条例（昭和50年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年12月20日条例第25号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。